

議会改革特別委員会

令和元年7月26日

葛城市議会

議 会 改 革 特 別 委 員 会

1. 開会及び閉会 令和元年7月26日（金） 午前9時30分 開会
午前11時51分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 杉 本 訓 規
副委員長 吉 村 始
委 員 奥 本 佳 史
" 谷 原 一 安
" 内 野 悦 子
" 増 田 順 弘
" 岡 本 吉 司
" 西 井 覚
" 西 川 弥三郎

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議 長 藤井本 浩
議 員 川 村 優 子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名
な し

6. 職務のため出席した者の職氏名
事務局長 岩 永 睦 治
書 記 吉 村 浩 尚
" 高 松 和 弘
" 関 元 瞳
" 福 原 有 美

7. 調 査 案 件（所管事項の調査について）
（1）議会改革に関する事項等について

開 会 午前9時30分

杉本委員長 ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。本日も盛りだくさんの内容になっておりますので、皆さん、慎重審議よろしくをお願いいたします。

委員外議員、川村議員です。よろしくお願いいたします。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件（1）議会改革に関する事項等についてを議題といたします。

本件につきましては、1月22日に開催されました議会改革特別委員会の中で、今後議会改革を推進していく上で、委員会として議論していくべき案件についてご協議いただきました。その後、協議会を開催し、委員各位のご意見を伺った結果、まずは平成29年に制定、施行されている議会基本条例に基づき、条例に規定されている議員研修の充実強化と市民懇談会について協議し、また、その他にもタブレットの導入など、議会のICT化や政務活動費につきましても本日の委員会でご意見をお伺いさせていただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず議会研修の充実強化についてでございます。このことについては、本年度より、講師費用についても予算化されておりますので、議会として必要な研修の実施についてご協議願いたいと思います。前回の協議会におきましても、研修の実施、また研修のテーマにつきましてもご意見いただいておりますが、何かご意見伺えたらと思います。

何かございませんか。

谷原委員。

谷原委員 おはようございます。議員研修の充実ということで、この間、協議会でもお話ししてきたんですけれども、今年度から講師予算が計上されており、議会内で外部から講師を呼んで、研修を受けるということになっております。今、委員長の方からありましたけれども、どういう形態で、どういう講師、テーマでということもおっしゃいましたので、そのことについてご意見を申し上げたいと思います。

私としては、この間、保育の問題を取り上げてまいりました。制度も非常に複雑になっております。しかし、葛城市の場合、保育ニーズは非常に高くなってるんです。待機児童が出るかもわからないという状況もあります。それから、消費税導入に当たって、保育料の無償化に伴う問題もございます。例えば、給食費の実費、この徴収の問題等あって、結構保育の問題についてはいろいろと制度が移り変わって、議員としてしっかりと市民のニーズに応じて、しっかり議会で行政に対していろんな要望も上げていくとか、議論していくということが、ある程度知識がないと私は難しいのかなと思います。市民の方々の要望の強さと制度のあり方の改変が非常に激しいこともありますので、ぜひ保育行政の現状について、国の動向、今後の動向、他市町村の状況、そんなことについて何らかの形で外部から講師を招いて、勉

強する機会があればと私は思っております。

以上です。

杉本委員長 ほか、ございませんか。

増田委員。

増田委員 議員研修ということで、議会改革でやるべき内容となれば、谷原委員おっしゃってる保育の問題については、重要な課題やというふうには私も認識はしておりますけれども、議員としてどうあるべきかとか、そういう基本的なといいますか、そういうふうな研修をしていたらなどと、私としてはそういうふうと思うんですけども。

杉本委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 それでは、今、谷原委員と増田委員からご意見出たんですけども、僕として考えを述べさせてもらいますと、谷原委員おっしゃった無償化が10月に始まるわけなんですけども、それについては期間も短いというか、迫ってきてますので、まずは無償化についての議員研修を行って、いろいろ知らせていただいて、そして、その後に、また増田委員がおっしゃってる議員としての研修を考えるという方向で考えてるんですけども、いかがでしょうか。

内野委員。

内野委員 今おっしゃった保育の無償化、これは法律で通って、10月から消費税とともに行われると思うんですけども、あえて、どうなんでしょうか。議員研修でとるべき課題なのかなと私は思うんです。個々にそれぞれ市の状況を知ろうと思ったら、当該部局にしっかりと聞きにいったって、それでも制度が県からおりてくるのならば、県の方にしっかりと個々に聞いていただいて、それぞれが知識として持っておいたらいいのではないかなと思うんです。私は、先ほど増田委員が言われたように、議員としてどうあるべきかというような内容の研修会みたいなものを、どんな内容か今出てこないんですけども、資質向上のためにもう一遍そういうような内容で検討した方がいいのではないかなと思います。

以上です。

杉本委員長 何か、ほか、ご意見ございませんか。

谷原委員。

谷原委員 今、内野委員の方からご意見がありましたので、私も考えだけ述べさせていただきます。

私は、増田委員がおっしゃったように、議員活動の基本的なところ、議会活動のあり方とか、そういうことについてしっかりと勉強する、議員活動の基本をしっかりと1回勉強する、これも大事なことだと思います。ぜひ、これができたらと私も思います。

もう一つは、政策課題についてしっかりと私は勉強する機会を今後ふやすべきだと思ってます。保育の件も個々に聞いてということがあります。私も個人的に外部でやってる保育団体の勉強会に行って、初めていろんなことも知り、そこにもたくさん全国から議員が来られました。まとまって委員会ごと来られてたところもあります。つまり、個々の議員さんがそれぞれ関心のあるところを深めていく、それをもとに議論するというのも大事なんですけども、議会全体として、その政策について合意をしていく土台、そのための基本的な政策的な学習会、

勉強会、こういうことが必要なのではないかなというふうに思いますので、そういうことを、政策課題について一般的なところを、制度を勉強するなどの政策課題学習というものをやらないと、今後長続きするとか、毎年のテーマをそういう形で決めていったらどうかと思いましたので述べさせていただきました。個々の方が専門的に一生懸命やるのは、これは当然のことだと思うんですけども、そういう、例えば、私自身が全然分野に疎い土木建築関係のことについても、なかなか個人で勉強するとかいうことになっても非常に取っかかりがないと。だから、基本的なところを教えていただいたら、それをもとに議員が勉強するということもできると思いますので、なかなか個人としてやるということが非常に難しい場合もありますので、そういう機会を設けていただいたら、自分でも勉強していく取っかかりになるかなと思いますので、政策課題についてそういうことができたらと思っております。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 あんまり研修なんて個人のことやろうと思うから、議員のいろいろ研修については、それはそれぞれ会派もあるんで、やっていただいたらええと思うし、行政側が打ち出してくる政策そのものについて、どういうことか調べるとか研修するとかということはあると思うけども、政策についてはそれぞれ党の方針あるわけで、いろんな政策について葛城市議会が1つの考えをまとめ上げるなんていうのは無理やと思います。それよりも、これ、政務活動の方へもかかわってくる話やと思うけども、例えば、この前実際に経験したことは、予算書が出てくる。それで、言えば、議会として出てきた予算を修正すると。減額でも増額でもええですよ。修正するときに相当知識が要るし、技術的なことが要るわけや。そういうときに事務局そのものに細かいところまで事務局と一緒にやろうとしても、物すごく専門的なところもいつてくるし、大きくさわってくるときなんかは相当の技術等要るわけです。そんなときに、いつもおられんでもええけれども、どこか、今、谷原委員言わはったように、会派の中でここをこうしたいと思ったときに、ほんまの専門職の人に問い合わせができるようなシステム。今、土木であろう何であろう、そういうようなことは予算も皆絡んでくるわけで、それをぽんと問い合わせができるようなところ。今、事務局を通していろんなことをやってるけれども、顧問契約じゃないけれども、政策のこういうことはここで問い合わせたらこう返ってくるでとか、そんなところがあれば物すごく心強いと思うんですわ。予算なんていうのは、減額修正は割と簡単やけども、増額の修正をやろうとしたら、市民の税金なんで、増額をしたい、これは増額せんなんというときは、割といろいろと財源の話まで入っていくんで、これをどうしたらええんかとかいうふうなことを、事務局では手に負えんようなところも出てくると思うんで、そういうふうな個々、このことを具体的にやりたいというときに、今は優秀な方やから事務局の方がすぐにどこかへ問い合わせして、こうこうと、こういうふうな、それで、それをまた聞きで、ああ、そうかというふうな形で来るから、そこら辺がきちっと、このことはこういうふうなところで聞いて、会派でもええし、個人でもええし。そういうふうな機関がとか、そういうのがあれば、研修も兼ねて。今、次出てくるんやけど、政務活動費としてはいろんな話題が出てきた中で、自分らで管理ができへんということで相当議論やって、今、政務活動費とってないわけですよ。葛城市はやってないわけやから、その

部分を含めて、そういうような組織、研修も兼ねて、僕はうまく言えへんけれども、そういうふうな議員の疑問に思うてることを、この専門機関がぱっとバックアップしてくれるようなものが議会としてあったら、1人の会派であろうが、よその会派であろうが、厚生文教常任委員会の方でやってるときに、これをこういうふうにして問い合わせして、資料もこういうふうにしよと。それはやっぱりお金かかってくる思うねん、そのときに。そういうような形にしてもらえたら、何か心強いなと思うんです。

杉本委員長 何か、ほか、ございませんか。

内野委員。

内野委員 議員研修の充実強化について、今議題になってるんですけども、この議員研修というのは、今回から費用もとっていただいたということで、これって、講師を呼んで行く分のことを今検討されてるんですか。

杉本委員長 そうですね。

内野委員 それのみですね。

杉本委員長 はい。

内野委員 研修やから、例えば、近くの先進地、委員会研修では1泊2日等々、過去は2泊3日でやってきたんですけども、例えば、この近畿圏内で1日で、日帰りで帰ってこれるところで、いろんな先進的な事例を持っておられる市町村あると思うんですけども、そこで今、葛城市が抱えてるさまざまな問題をそこへ聞きに行く、話を聞いて、見に行くということで、すぐく得るものが多いということ、さまざま視察させていただいて、話を足を運んで聞きにいった、いろいろと得ることが多かったんで、今聞かせてもうたんですけども、これは、講師を呼んで研修をするという分のことでよろしいですね。

杉本委員長 そうですね。今のところ。それも踏まえて話し合いさせていただいてたんですけども、議員研修について、まず実施をするのか、しないのかという。ずっと話し合いをさせていただいてるんですけども、できるだけ早くやって、どういうことをやっていきたいかというのを決めていきたいんです。今いろんな貴重なご意見いただいたんですけども、その実施の有無とか、そういうとこをまず決めていただいて、今、内野委員もおっしゃったみたいに、こんなもあるというのはまた違う話になってきてしまうので、大前提としては、僕の考えでは、誰か呼んでやろうと思ってるんですけども、その内容を決めて、時期を決めるというふうな形にしたいんです。まずは議員研修の実施について、どの期間でという、そういうとこをまず決めていきたいです。

杉本委員長 吉村副委員長。

吉村始副委員長 今、議員研修について、本当に本質的な部分です。何のために議員研修をやるのかというふうなことについて、いろいろと話が出てきたと思います。増田委員も非常に重要なことをおっしゃったなというふうに思っております。また、内野委員もおっしゃったみたいに、その効果ですね。やるならどのような効果を得るかというふうなことを考えれば、出かけて行って、やるというふうなことも含めて考えてはどうかということなんですが、費用とかいろんなこともかかっていく問題でもありますので、先ほど西川委員もおっしゃいまし

たみたいに、政務活動費の問題とかも絡んでくると思いますので、深い議論を、すぐには答えが出ないかなということで、継続的に話を、引き続き議会改革特別委員会の、この委員会の重要なテーマとして話し合いを続けていくというふうに考えた上で、とりあえず最初に谷原委員がおっしゃったみたいに直近のテーマもあるわけですので、これについてまずは次の議会までにどうするのか、やるか、やらないか、それか、それを飛び越して、もうちょっと本質的な議論をしてからやるというふうなことであれば、その先を念頭に置いて話し合いをするという形で、まずそれを押さえていくのがいいのかなと、今、話を伺ってて感じたんですが、いかがでしょうか。

杉本委員長 何かほかにご意見等ございませんか。

西井委員。

西井委員 先ほど谷原委員おっしゃったように、10月から幼稚園、保育所無償化という政策で、直近で問題やないかと。ただ、これ、政策については、西川委員おっしゃったように、議員で統一化というのは、こんなん本来おかしいねや。議員は会派やいろんな形あるから、考え方自身が当初から合わんやつを、党派という形では、それを研修して統一化なんか、こんなん初めから不可能というたら何やけど、そういうのではなくて、全体にもっと絡む話、政策に絡まんと全体に絡むとか、そやから、内野委員おっしゃったように、こういうネタがありますねんけど、これ、変わってますよというので、別に委員長、副委員長おっしゃってるように、今、研修費5万円という話を聞いてんけど、それを講師を呼んでせんでも、5万円消化せんなんじゃなくて、何か興味のあるネタで、こんなん変わったことやったはりまっせ、奈良県下であつたら、それやつたらみんな研修行かへんかという提案でやっていったらええん違うかなと。わざわざ講師呼んでどないせんなんとか。そやから、研修費の5万円というのは講師代って決めてませんな。研修費という形ですやろう、事務局。たしかきょうの人権研修、これ、研修費ですやろう。

(「これは無料」の声あり)

西井委員 そうやろう。別にこれ、もう研修してるから、一遍当委員で何の研修してるんやという話があつて、人権研修をやってるやん。議会としては、党派関係なく、人権というのは、やはりより高度に頭に入れなければ、発言自身も気をつけなければならないというふうな考え方の中でずっと人権研修してると。そやから、そういう面で、増田委員もさつきおっしゃったように、もっとまとまり、そういうふうな高度な形の中で研修なり、また内野委員おっしゃったように、県内の近いところやつたら、わざわざ議会費いう形せんでも、研修費の講師費使わんでも、日帰りやつたら、例えば、この当委員で基本条例を制定するまでに、それについて生駒行ったこともあるし、天理行ったこともございますので、それやつたらそういう費用を使わんでも行けるときもありますので、それを全体にばらっとした形の中で検討してもらったらいん違うかなと、私の意見でございます。

杉本委員長 議長。

藤井本議長 議論が、私は、今少しずれていってるのかなということで、議長としてお話しさせてもらいたいというふうに思います。研修費が5万円ついたら研修をしようというお話ではな

くて、これは、議会基本条例に研修というのを年に1回しなければならない、しようということを決めてるわけです。まずここを原点としてもらいたいというのと、その研修は、先ほどの議論からいうと、増田委員、また西川委員がおっしゃったように、解説の中で議員の政策形成、また立案能力を初めとする資質の向上を目的とした議員研修と、こういうふうにうたわれております。よって、研修というのはいろんな研修あります。常任委員会の研修も研修だし、何もかも研修というか、勉強になるわけですが、議会改革という中での研修という、議会改革特別委員会で話し合っていたのは、議会基本条例にのっとって話し合っていたら、ほんなら、先ほどから出てる保育の問題と、これはあかんのかというのではなくて、これはやったらええと思います。でも、何もここで話をすべきところではなくて、やられたらどうかと思いますので、もう1回言いますけど、基本条例に戻ってお話を進めていただきますようお願いいたします。

杉本委員長 奥本委員。

奥本委員 今、議長の方からもお話ございましたけども、基本条例に載ってるということで、ある意味、やる、やらへんという議論は、もう、これ、やるというふうに、そういう方向性で行かんとあかんのかなと思っております。時期的なことをさつき委員長おっしゃってましたけども、やはり議会期間中というのはなかなか手が回りにくいんで、会期以外のところで各常任委員会との兼ね合いとかも含めた上で日程を決めるしかないかなと。だから、この日となかなか今この場では決まりにくいので、そのあたりは関係機関と委員長、副委員長の方で相談して決めてもらうのがいいかなと思います。

内容については、いろいろお話出てましたように、やはり議員の資質向上という意味のところを重視すべきで、具体的に何をやるかと、私、これ、その次になるかなと思います。せっかく先生呼ぶのであったら、私、ふだんのところでなかなか、身につけたいスキルであっても、なかなか話聞きにいたりとかできないというところで、具体的な話としては、個人的にですけども、例えば、ファシリテーションの仕方とか、そういう形で、例えば、これは、今後おそらくそれぞれの方がいろんな会の委員長になったりとか、リーダーとなって、議員である限りはやっていかんとあかんと思うんですけども、そこで、これからの世の中、今、子どもたちも学んでるんですけど、ファシリテーションという分野が重要になってきます。我々の年代はそういうのを習ったことがないので、ある程度その辺の基本的なことだけでも教えてもらっとかんと、なかなか本読むだけではできないということもありますので、歴代委員長とか重役務めてらっしゃった方に、我々、新人議員についてはなかなかその辺が学ぶ機会がないので、できたらそういうのが、これは個人的な意見として申し上げたいと思います。

杉本委員長 ほか、ございませんか。

岡本委員。

岡本委員 いろいろと意見も出てるわけやと思うし、今、議長の方からも議会基本条例の話もある。前年度に平成31年度に向かって議員研修の充実をしていきましょう、こういうことで決められた。そこで、今回なんかは別として、予算化されてるということですので、意見は意見と

して出してもらうのは一番結構やと思うけども、まず今年度からやっていくということになってたら、いろんな意見出てる中で、1つにまずは絞って、実験的やないけども、実際実施やってみて、その結果を見て、例えば、こういう方法ではあかんからこんな方法しようとか、あるいは、県外研修行くについても、今年の中で補正予算組むのか、あるいはこの範囲内でするのか別として、例えば、ここで今出てる県外研修、別に委員会の研修やなしに、2人、3人でもええから、そういう研修行きたいというのであれば、次年度なら次年度でそういう予算計上して、そういう研修も議員研修の一環ですよという形で決めていくとか、何らかの形で前向いていくようなことで決めてもらいたいなというふうに思います。

今、意見は意見として出してもうてるわけやから、この意見がええとかあかんとか、そんなことやなしに、ある程度正副委員長の方で集約していただいて、例えば、今年第1回目、こういうことをやってみようという形で決めていただいて、前向いていくようにしてもらったらどうかというふうに私は思います。

杉本委員長 西井委員。

西井委員 研修というのは、これ、人権研修が今のところ基本条例にのっとりた形でやってるやないかいので、全然してないん違うやろう、今の話からいったら。毎年、基本条例できてからでも人権研修でしてるという中で先ほど発言させていただいて、そやから、岡本委員おっしゃったように、正副委員長で新たに議題として、こういう研修したいなということで提案、検討してもうたら、お任せしますわ。新たにこういう研修やと。例えば、内野委員もおっしゃったように、どこか行って、例えば、何市に行って、こんなんもええやないかとかいう方法もあれば、また、講師来てもうて、その辺も含めて、これ、言い合いしてもしゃあないと。そやから、基本的には基本条例どおりにちゃんと、きょうの昼からも、これが基本条例の中で実行してるということだけは、今までの意見が何かほかの方に流れてしまうから、確認させてもうときます。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 関連なんですけども、実は、講師料として、謝金として5万円、今年度計上されてるわけですが、その経過は、先ほど議長がおっしゃったように、議会基本条例に基づいて議員の資質を向上させると、研修しましょうと。実は、今、西井委員がおっしゃったように、人権研修はずっと毎年やってると。でも、研修として人権研修だけでいいのかと。だから、ほかの資質向上のための研修が必要であろうと。その際、話題になったのが、よくレターケースに、言ってみれば、議員研修の案内がいっぱい来るわけです。主に東京とか遠くでやられてる研修なんですけれども、例えば公共マネジメントの問題とか、市民と協働型の参画社会とか、地域包括ケアシステムについてとか、やっぱりそういう問題について議員研修を東京の方でやっておられて、政務活動費なんか使われて、全国の議員さん、研修されてると。でも、葛城市は政務活動費ありませんから、それやったら、人権研修は毎年やってるんだけど、そういうほかの分野の研修についても今後やっていく必要があるのではないかいということで、それやったら外部からそういうふうな議員宛てに研修されてる方、そういう講師を招いて何らかの形で、テーマでやりましょうということの発端でこの謝金が、私はできたと思ってる

んです。だから、テーマは、今いろいろ議論が出ましたから、そのテーマについて、西井委員おっしゃったように、正副委員長の方でまとめていただいて、私は、岡本委員が言ったように、まずやることだと思うんです。やってみて、その反省の上でまた次に行けばいいと思いますので、できたら10月でも決めていただいて、講師も5万円ほどの程度の講師を呼ぶのかというのは難しいことあるかと思うんですよ。あれを見たら大体すごい金額ですからね。そういう方を東京から呼ぶいうたら、とんでもないことになるわけやから、実際にはそういうことにも制約されるだろうし、テーマを決めたとしても。ですから、とりあえずそういう形でまずやっていただくと、予算が計上されてるわけですから。そういう形でお願いできたらと思います。

杉本委員長 岡本委員。

岡本委員 今、人権研修の話が出てるわけやけども、人権研修と今の議員研修とは、私は別個に考えるべきやと思ってるわけです。人権研修とは何やねん。国の責務、国民の義務として、差別をしたらあかんというところから始まってわけやん。当然、職員も議員も研修を受けるのは当たり前の話やねんで。それをこの議員研修と同じように研修してる、してると言われたら、私は、はき違えしてるの違うんかと。今言うてる議員研修と人権研修と、それは別個に考えるべきやん。内容が違うやないかということ私をここではっきり言いたい。きちっとしとかんと、何でもかんでも研修や。そうではない。そのことだけ理解をしていただきたいと思えます。

杉本委員長 西井委員、谷原委員もおっしゃってくれたみたいに、正副で慎重にご意見を参考にさせていただいて、提案させていただいて、また皆さんと一緒に新たな研修会をつくっていきたいと思えます。それでは、この件に関しては以上とさせていただきます。

それでは、次に、市民懇談会についてでございます。このことについては、皆さんご承知のとおり、2つの調査委員会の関係もあり、葛城市議会基本条例がつくられた後、市民懇談会が開催できていない状況であります。このような状況も踏まえて、市民懇談会についてご協議願いたいと思えます。何かご意見等ございましたら、お伺いしたいと思えます。

何かございませんか。

議長。

藤井本議長 皆さんお考えのようでございますので、先に私の方からお話しさせてもらいたいと思えます。先般の協議会の中でもご提案を申し上げたいということだけはお伝えしておるんですけども、今、委員長の方からありましたように、この市民懇談会、議会基本条例ができたのが平成29年11月であったであろうかと思えます。それ以前には、この基本条例をつくっている途中に市民懇談会というものを2回やってるわけですけども、この基本条例ができてからできていないと。いろんな要素もあってできてないわけですけども、やっぱりすべきところについてはやらなあかんというところで、私が提案させてもらいたいのは、若者の声を聞いて、懇談会というものをしてはどうかなというふうに考えております。構想として、まだ皆さん方と一緒に話し合いをしたいわけでございますけども、奈良県内の各市町村を見ても、子ども議会というんですか、若者議会というんですか、小・中学生に限ったり、また、

もうちょっと拡大したりということでも取り組みもされておるところでございます。一遍に、即座にそこまで行かないわけですけども、若者の声を聞くというところで、私自身、中学校、高校生ぐらいに1度意見交換をする場というものを設けてはどうかと、ご協議願えたらなというふうに考えておるところでございます。これを提案させてもらう前に教育委員会、教育長ともお話しさせてもらっておりますけども、主としては、議会としてやらせてもらいますと、高校生も含んでという話もしておりますので、ただ、中学生とかに掲示するものがあつたら掲示をするし、配り物があるんやったら配ると、そういう協力の方はさせてもらいたいということは教育委員会からもお答えをもらってるところでございますけども、それはあくまでも下準備だけであって、皆さん方のご意見を賜りながら進めていけたらと、このように考えております。

以上です。

杉本委員長 他に何かご意見ございませんか。

増田委員。

増田委員 私もすごく、若い人が市政、政治に対してどのぐらい関心あるのかなというのが、非常に不安といいますか、低いんであろうなというふうに感じてます。私ら市議会議員がお話しするにしても、比較的年齢の高い方については、いろいろとそういうコミュニケーションがお互いに図りやすいんですけど、若い人はなかなかコミュニケーションが図りにくいとか、要するに、いや、そんなん私ら直接関係ないことみたいな、人ごとみたいなところが多いのかなという、そういう不安があります。

それと、もう一つは、おそらく今回の参議院選挙の数字を見てもわかるかと思うんですけども、若年層の投票率というのは低い。そういうふうな意味からも、若い人の市政、政治に対する理解を深めるというふうな意味では、議長おっしゃってる、そういう人を対象にした懇談会というのも非常に意義あることかなと感じてます。

杉本委員長 奥本委員。

奥本委員 私もこの間の協議会でちらっと申し上げましたけども、市民懇談会ってやると、やはり特定の年齢層の方しかというわけではないと思うんですけども、いろんな時間的な制約とか仕事のかげんもあって、いろんな多種多様な年齢層とか、そういうところの方になかなか声が届かないというか、そういう話できる場がないかなと思うんですね。これを、増田委員もおっしゃるように、選挙との兼ね合いもあって、どうしても投票率という形であらわれてくる数字と一致するところかなと思います。

それと、もう一つは、市民懇談会は市民と書いてあるんで、我々は有権者だけを相手にするのではなくて、有権者以外のところの年齢層のところも向き合っていくとが必要かなと思いますので、そういう意味では、やはり幅広い年齢層に問いかけるような場というのがあってしかるべきかなと思います。議長おっしゃるように、子どもに関するところも重要なところであると思うんですけど、私は、その前に、選挙権を持てるような、初めて政治と向き合って投票権を行使できるような年齢層に向けての何かのかかわり合いのある機会が持てればかなと思いますので、多様な年齢層に対して取り組んでいけるというところに関しては、非

常にいい意見だと思います。

杉本委員長 ほか、ございませんか。

西川委員。

西川委員 これ、古くから言われてて、1回ぐらい市民懇談会という形かどうか、何か一回やったような記憶があるねんけど、何でまたこれを出してきてるのかようわからんのやわ。というのは、何かこんな政策でこんなんやってますよと、こういうことありますよ、何かこのことはこんなんですよと行政側のやってることに対して、葛城市はこういうことで今こうやってます、幼稚園のこれはこうやってますと。そんな報告するんか、それとも、投票率は葛城市で49.何ぼかな、参議院、5割切ってる。何で切ってるのかっていうて、それ、懇談会やったからいうて、俺、上がると思えへんし、こんなんは。そしたら、議員が何を言いたいのか、何をもってそんな市会議員になって何かをしようというような魅力あることを、わしはよう言わん。皆さん、よう言えるのかな。そんな人を集めてどんなことを訴えるのか。何を言うて、その人らがなるほどと思うて、足を運んでやるのか。ただぼんと懇談会やいうて、何か来はる人だけ集めても、こんなん委員長に言うのもあれやけども、ほんまに一人一人が、自分が議員になったいきさつも、これからの活動も、そんなことはちよろっとしゃべれるか知らんけれども、人にそれ、どんだけの魅力あることを発信できるような会にできるのか、難しいな。ただ寄せたって、それは、行き過ぎた発言とか出てくるのを覚悟で算段やらんと、僕はようわからんのやけど、これ、やったらあかんとは言うてませんよ。やるのやったら、漠然と、ほわっと、こういう開かれた議会で市民懇談会もやってまんねんというアピールだけでやるのか。そこら、それこそ、そんな若い子らに、全世代にわたって魅力あるような発信がどうしたらできるのかというようなことを、いろいろと下準備いうか、いろんなことをやってから、ぼんと、この議員はこのことについてやるとか、議会はこれをやるとか、そういうふうな、全体に何に興味を持って足を運ぼうかというようなことをいろいろ分析してから、漠然とじゃなしにやっていっていただいた方がええんかなと、こういうように思います。

杉本委員長 内野委員。

内野委員 今、西川委員が言われたように、市民、特に若い年齢層に向けてという感じで議長の方から言われてたんですけれども、やっておられる先進事例を参考にしながら、今後、私はやっていったらいいと思うんですけども、今後そういうようなところを参考に、2回も3回も続いてやってるんやいう感じのところもあれば、そこを勉強するなりして、出向いて、子ども議会というのも見に行くのも大事やと思うんです。だから、いろんなどころの事例をとにかく参考にさせていただいて、今後どうやって葛城市としてはやっていくのかという方向で、まずはそのようにして進めていっていただけたらなと思うんですけども。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 今、委員長や副委員長は経験してない、議長も経験してないのか、このことで研修にも行きましたよ。何回か行ってますねん。それで、そこは各大字へ出向いて、皆、議員さん、何十人とやって、やったところも行ってるんですよ。そやけども、沈んでしもうてるんです。やめてしまわはるんです、何回かで。何でやめたんやと。人が来やんようになるわけや。そ

れで、議員も物すごく負担ですよ。そやから、それは研修に行ってるんです。それで、あそこはこういうふうな取り組みをやってると。それで、初めの出発はこういう形で出発したんやと。10回か何回かやって、だんだん来やんと、もうやめやいうて、もうやめましてんて、それ、多分そんな研修に行ってるんです。そやから、何でそんなことになっていったんかということのを内野委員が言われてるように、ようやらんと、何か議会の、自分らの存在を証明するだけで、こんなことやってまんねんいうて懇談会やったって、いずれすつと消えていきます。そやから、研修には僕らは行ってます、この懇談会、何カ所か。調べてもうたら出てくると思います。

杉本委員長 それ、研修行ってうまいことやったはるとこはなかったんですか。みんなやめたはったんですか。

西川委員 初めうまいことやったはるから、行ったんですよ。そやけども、ずっと聞いていくと、行ったら、もう今やめてますねん言わはるわけや。そうすると、来てくれいうたらなかなか足運ばへんさかい、自分らが足運んでやってたわけです。初めのうちは集まってくれはると。そやけども、それをずっと回ってて、しますやろう。ほなら、だんだん細っていくわけや。細って行って、議題ういか、話題ういか、そういうふうなものも減って行って、だんだん、どういう事情かわからんけども、解散しました、今やってませんと。そこはものすごく積極的に取り組まはったとこです。そやさかい研修に行ったわけです。こんなん1回ぐらいなら、1回ぼんとやるぐらいなら、ああとと思うて初めは集まるかわからへんけど、こんなん1回で済ませてたら何もならへんわけやから。そこらがどういうことなのか。いつ行ったんか思い出されへんけど、行ってます。

杉本委員長 ちなみに、県内だけでも、今どこかうまいことやってるところって、何か事務局、わからないですか。今こんな感じでやってますみたいな、参考、子ども議会でも。

高松書記。

高松書記 事務局の高松です。よろしくお願ひいたします。

県内の懇談会の状況ということなんですけれども、やはり基本条例を制定されてるところには、うちの市と同じように市民懇談会開催ということはどうたわれております。実際開催されてるところもございましたけど、確認すると、当初は開催するんですけれども、回を重ねるごとに、西川委員おっしゃるように、市民の参加者の固定化、減少化と、あと、やはりその会自体が議員の批判会みたいな形になったりするので、今は、ここ3年ぐらいは必要に応じて開催するというので、開催してないというのが現状になっております。それ以外には、議長おっしゃったように、子ども議会とかをされてるところもあるんですけど、そこはやはり議会主催というよりは執行部主催で、議会が協力してしてるというような内容になってるとこもございますし、また、他県に目を向けると、若者の懇談会という、議会主導で若者と議会とはこういうところだというような形で、若者と議員との懇談会というような形で開催してる事例もあるのは確認しております。現状としてはこの程度でございます。よろしくお願ひいたします。

杉本委員長 何かご意見ございませんか。

議長。

藤井本議長 提案させてもらったところで、補足的にもう少しお話しさせてもらいたいというふうに思います。こういう形のものをしていくと、やはり初めはいいけども、だんだんと少なくなってきましたよ、目減りしますよというのは予測できる範囲かなというふうに思います。私が若い人に対して注目した理由について、もう少し深くお話しさせてもらいたいと思います。葛城市を見ますと、12市の中で高校のない唯一の市なんですね。葛城市、今3万7,000人の人口がおられますけども、約1万人は若い人というか、ざっくりですけど、1万人が市外に就労されてる。2,000人余りが高校や大学で外へ出られてるというところで、昼間残っておられるのは、それを差し引きした分の方が昼間の葛城市の人口というところで、とにかく若い人の声を聞く場が少ないというふうに私は感じております。そういうところからこの提案というところの考え方の1つであります。

2つ目は、議長にならしていただいて、先般、全国市議会議長会、東京へ行かせてもらったときの幾つかの問題提起の中に、議員のなり手不足ということで、葛城市の場合はそうではないですけども、全国的に見ると、議員が定数割れするとか、議員のなり手が少なくなると、こういう問題もございました。もう一つは、先ほどからも出ておりましたけども、今の参議院選挙でなくて、3年前の参議院選挙から選挙権が18歳に引き下げになったというところ辺で、若い人の、まず基本条例に書いてあるように、意見交換をしようと、声を聞く場というものをつくっていかうと。ただ、それやったら長いこと続くのか、続かないのか。これは、私も魅力というのをどこまで創出できるかというのは我々議会の中の話ですけども、まず、基本条例に載っておりますので、何らかの形で、それが1年に1回が妥当なのか、2年に1回が妥当なのか、これはまた話し合いですけども、やらなければならないというのは、条例ですから、ここは押さえといていただきたいというのは私の提案であり、意見でございます。

以上です。

杉本委員長 ありがとうございます。

吉村副委員長。

吉村始副委員長 今、議長が、なぜ若年層かということについて、意義について意見をおっしゃいました。基本条例に書いてる中で、市民懇談会をなぜやるのかということ、情報の共有と市民との意見交換であるというふうなことです。先ほどから参議院選挙の話が出てますけれども、参議院というのは国政です。国政と、あと、私どもは地方議会ということで、選ばれ方も役割も、共通してる部分もあれば、違う部分もあると。市民にとって、例えば子ども議会なんかそうなんですが、行政というのは結構見えやすいといいますか、例えば、行政に要望して、こうしてほしい、ああしてほしいというのはあると思うんですが、議会というのはそういう意味ではわかりづらい部分もあるかもしれない。そういう意味では、もし、若年層に向けて開催するとすれば、その意義は、素朴な、若い人たちがこう思ってるというふうなことを聞くことができ、私どもの議会の役割というものを再認識するというか、再度、自分たちで考える機会、双方向でそういうふうなことになるのではないかなと思ったんです。なので、

ずっと今話を聞いてまして、何人かの方は、若い人向けにということをおっしゃってますので、それについてはそれ相応の意義があるかなということだと思います。それは、これから、例えば、同じような形で継続していったら、どうしても西川委員がおっしゃったみたいに先細っていったりとか、うまくいかなかった事例とかも、ほかの自治体でもあるということなんですけれども、とにかく先細りよりも何よりも、まずこれをやるという意義を考えて、それを議会のものとして受けとめると、そういうふうなことを考えれば、私は、1回そういうのはやってみる意義は十分にあるのではないかなと思いました。

杉本委員長 西井委員。

西井委員 過去に二遍もやらしてもうてると。確かにいろいろPRしてるねんけども、年齢を規定しなくても十何人とか、確か事務局、人数わからなかった。確かに参加してもらえる人数が少ないと、PR不足もあるんやろう思うねんけど、ただ、開かれた議会という形の中で、少なくとも来てもらって、議会の内容を少ない人数でも聞いてもらう機会として、基本条例では一応、年に1回をめどに開かなければならないようになってるから、開くということやったら開くで基本条例もつくって、人数少ないよってやめとくねんやなく、やっていかないと、この条例にも、素直に読んだらやらねばならないと。ただ、準備とかいろんな形で、いつするとかいう計画を決められて、やるのはやるという判断は、今の時点ではしなければならぬいん違うかなと。私も一番最初の懇談会させてもらったんは、条例で決めてないけど、当委員会でも来年6月ごろをめどにしようということを決議して、そのまま役選で自分かわったらええわと思ってた。もうぶっちゃけた話を言いますが、そのまま同じ役割になって、せっば詰まってきて、しなければならぬと。約束事は守らなければならぬと、これ、ほんまのところを言うたらね。そやから、やっぱ非常にやってきたかて、ほんまに人数どんだけ来てくれはるか。また、予測人数立てても、予測人数以上に来てくれはっても、また席やいろんな形で、せっかく来てくれはった市民に何か不快な思いしてもらわへんとか、非常に判断は苦しんだわけですが、ただ、そんな準備があるからいうので、するやったらするとかいう正副委員長で判断して、その辺も含めて正副委員長主導の、たしかそのときも正副主導のもとでこういう議題という形で皆さんに了解してもらって、やっていったと思っておりますので、もう議論えろうしたかて、しなければならぬこと自身は条例であるから。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 俺は、これ、さっき言うたように、やるな言うてるの違うからな。やるのやったら、よう考えてやらんと、人来えへんし、もっと言うと、集めよう思うたら、道の駅でいろいろ百条で話してるそのことで、ばんばんばんと打ったら、ぼんと集まってくるやろう。そんなことをやり出すと、議員全部行ったら、そんな、いろんな方へ矢が飛んでいく、市民はそんな懇談会はおもしろいからな、いろいろ。興味を持ってるのは。やるんなら、よう考えて、何をもって市民が今、何に興味があるんか。何を聞きたいんかいうようなことをきちっと、議長、副議長も含め、委員長も含めて、やるんならそこらを調整してやってくださいよ。そこんところをやってもらわんと。

杉本委員長 もちろんです。

吉村書記。

吉村書記 先ほどの人数の件なんですけれども、第1回目は平成27年7月12日に実施されておりました、人数が19名でございます。2回目につきましては、平成28年5月6日に実施しております、第2回、17人でございます。

以上でございます。

杉本委員長 皆さんの意見を聞いてまして、やるなという意見はないわけで、やる方向でやるんです。それはそうなんですけども、一旦ここで皆さんのご意見を聞きまして、正副委員長と正副議長で、もう1回こういう方向でやっていきたいというのをもうちょっと固めて、西川委員おっしゃったみたいに、やるんやったらきっちり考えて、それはもちろんごもっともなんで、しっかり考えさせてもらって、次また皆さんにご意見を伺いたいと思います。

この件は以上でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

杉本委員長 それでは、次に、政務活動費についてでございます。政務活動費については、平成29年に制定した葛城市議会基本条例の策定に当たり、平成28年度当時の議会改革特別委員会、また議会全員協議会で政務活動費の導入についてさまざまな議論がありました。当時の意見としましては、議員活動を支える必要なものである、制度を導入してもいいと思うが、不正使用できないようチェック体制を確立すべきである、政務活動費の導入は時期尚早、議員報酬が適正かも含めて議論するべきなどあり、協議の結果、政務活動費を支給しないことが決定された経緯がございます。このようなことを踏まえて、今後葛城市議会の政務活動費について、当委員会、課題にするに当たり、何か皆さんのご意見を伺いたいと思います。政務活動費について、皆さんどうのお考えかお聞かせください。よろしく申し上げます。

何かございませんか。

西川委員。

西川委員 もともとは政務調査費いうてたやん。それを、マスコミいうのは、そういうとこで、これ、略して政活費って言われるわけやろう。初めは政務調査費やから政調費って言うてたのに、何でこんなもん、政務活動費って変えて、略したら、こんなもん政活費って、議員の生活費やんかと、こういうふうなことを、何でこんなにかえたんか、俺ようわからんのやけども、調査費やったら調査費でええのになと思うてたん。それで、さっき紹介された中で、僕が言うたんは、その当時、だいぶ前から、秋田県の方でテレビ買うたとか、そんなんいろいろ出てきて、それ、落ちついて、そのときは政務調査費言うてた。それが落ちついて、また市民オンブズマンか何かようわからんけれども、ほんまにそういうことなのかわからんけれども、議員が責められても、項目に、これが政務調査費として計上できるのかどうかなんて細こう決められてるから、それ、いや、これ違いませいうてやられたら、ああ、それ違うたんかと。そういうふうな形で、悪意はなかったってそういう形になってしもうたる。もちろん、悪意があつて議会の歳費の一部みたいな形で使うとる人もおったから、事実。そやから、これは、今こんなことをできへんから、政務調査費としては、ほかは認めとるけれども、葛城

市は今やめとけという意見を言うたんは僕やねん。ほかは、いやいや、権利やからとったらええやんという意見はだいぶ多かったよ。そやけれども、政務調査費として計上するんであれば、今また奈良県の議会でも、あとで精算したらええやんとか何やとか、そんなことを言うてるの、そんなもん初めからわかった話で、そういうやり方したらええって、そんなもん、そのときも意見は出てたんや、そういう。僕が言うたわけや、そんなことは。そやけれども、それやったらそれで、政務調査費としてこれはいけるんかどうかということを議会事務局がチェックして、これはいけますよと。あとで、言えば、精算してもうて、これだけは支給できますよと、そういう形もいけると違うんかと言うたけども、それをちゃんとしようとしたら、今の事務局では足らんと、人数、そなん、2人、3人ふやさんとそんなことできへんと。議会事務局、そなん重荷やんか、そんなことだけで。そやから、それもできへんと。それはそうやろう。そなん、そのためだけに事務局ふやしてせなあかんと。

そやから、今よう考えてほしいのは、政務活動費そのものについて、僕は、本来は必要なもんや思うてますよ。きちつとできることであれば、本来は必要ですよ、これ、議員にとつては。そしたら、そのことをどういう形で、市民のせんど疑惑の目を向けられてる調査費いうか、活動費やから。そこがほんまに活動としての議会、それこそ市民であろうが国民であろうが、ほんまにそれを議員に出して、活動を活発にしてもらわなあかんというような認識を、どうして市民の人らに理解してもらうかいうことを、それこそ懇談会であろうが何であろうが訴えてから、ほぼ、そういうコンセンサスができてからこれをやるのやったらええけれども、後払いにしようたらええとか、これをしてもうたらええとか、そんなテクニックばかりで、それも必要やけども、そういうふうなこともちゃんとできてからの話と違うんかなと、これ、思います。そなんよりも、それやったら間違いなく議員の歳費をぼんと上げて、活動費を上げてするのやったらええけれども、何かそれではおかしいんで、活動費としてするんやったら、やっぱりそういうふうなことを払拭できて、テクニックも含めて、いや、これ、ほかに使おう思うても使えませぬんよというシステムを考えるのと両方合わせて、これを実施方向へ持っていけるのなら、それは、活動する原点やから、これは本来は必要やとは思いますが、そこらがちゃんと理解が得られるのであればええなど、こういうふう思うてます。

葛城市が政務調査費をとって、活動費いうんか、それをとってないのは、そういうふうなことが議員個人では難しいやろうと思うたから、今はやめといた方がええというふう言うた経過があります。

杉本委員長 ほか、何かご意見ございませんか。

谷原委員。

谷原委員 今、西川委員が、長年にわたって議員活動されてる中で、この経過についてかなり詳しくお伺いして、もつともだなど。いろんな問題点も指摘されましたので、その上に立って発言させていただきます。政務活動費というあり方ですけれども、活動費なので、極端に言えば、議員報告のチラシ代とか、あるいは、いろいろ活動するときのガソリン代とか、そういうふうなことを出されているところがあるけれども、私は、調査費という形で絞るのであれば、先

ほどあった、市民の理解という点、あるいは不正を起こさない点については、まだ市民の方にも理解していただきやすいし、なおかつ、不正も比較的発生しないようなことができるのではないかなと私は思っております。

先ほど来から内野委員もおっしゃってるように、例えば、奈良県内の先進地に行って、それを生かしていい葛城市をつくってほしいと、それを議会の中で取り上げてほしいと。それをやるにしても、今は旅費は出ません。全部自腹なんですね。だから、こういう旅費について、先進地行った場合は、県内ですよ、日帰りの場合は出しましょうと。でも、そうすると、事務量が事務局の方に発生するというのも出てくるので、そこはテクニク的な問題も出てくるんですけども、しかし、考え方として、先進事例についての旅費は、これは頭打ちを当然しなければいけないと思いますけど、そういうところから導入するとか、あとは、研修でも書籍なんかは全国で問題になってるところなんです。書籍費の中で、何だ、こんな個人的な、何の調査関係ないような個人的なの買ってると、そういう批判を浴びることもあるので、そうではなくて、例えば、先ほど来からありました、例えば、琵琶湖畔ですか、滋賀のところにある全国市町村会館での年に1回行われる研修、行きたいと。非常に勉強になる。自腹を切って行っておられる議員もおられます。でも、そういうところへ行く研修費の、いわゆる参加費ですね。例えば3万円とか、それは出しましょうと。でも、それは泊まりがけだから、ある意味では個人的な旅行の楽しみの部分も入るから、旅費は出してくださいとか、その部分で何とか市民の方に理解できる範囲内で調査及び研修についてご理解を、まず市民の方にいただくのは大前提でありますけれども、そういうことが議会の政策立案能力とか高めて、二元代表制といっても行政の方が圧倒的に情報量も多いわけですから、それに対して議会がちゃんと機能するために、そのことが将来の葛城市につながるというふうに思いますので、そういうところ辺で理解していただくように、小さいところからご理解いただけるような、政務調査費として考えていけたらなと思っております。

杉本委員長 ほか、ございませんか。

吉村副委員長。

吉村始副委員長 今、お二人のお話も聞かせていただきまして、最初に西川委員がおっしゃった中で、2つ大きな重要なことをおっしゃったと思います。1つは、市民に対して説明がつくのかどうかという、どこまでどうなってくる、認めるのかというふうなことが1つと、もう一つは、事務局の負担ということをおっしゃいました。何をどこまで認めて、これは正しいのかどうかというふうな中で、今、谷原委員もおっしゃいましたみたいに、必要なものだけ政務調査費として認めてほしいという、私は議論の進め方としてそれがいいのではないかなというふうに思います。政務活動費といって、ぼんとほかの自治体なんかでやってるような、のべつ幕なしにやるというのではなくて、今、私どもは政務活動費がなくて議員活動やってまして、その上で具体的に困っている事例は何だろうかといったときに、例えば、議員としての資質を上げるための研修がしにくいとか、研修しようと思ってもお金がかかってしまうとか、そういうふうなことが具体的に挙がってるわけです。具体的なところを政務調査費として1つ1つ具体的な事例を挙げて、これについては政務調査費で出しましょうと。また運用

していく中で、必要に応じて今後広げていくような、そういった議論の進め方をしていくのが、私はいいのではないかなというふうに思います。

杉本委員長 増田委員。

増田委員 私は、当時からというか、議会改革で議論され、平成27年でしたか、その当時から必要性を訴える1人でございます。西川委員もおっしゃってるように、非常にチェック等々難しい問題があって、時期的な問題もというふうなこともございます。ただ、これは、議員に与えられた1つの費用といいますか、議員に対する必要経費というふうに私は思います。12市のうちの葛城市だけが支給されていないというふうなことです。私は、これをするに当たって準備しなければならない課題が、先ほどからおっしゃられてる課題があると思うんです。それができるか、できないかということやと思います。まず1つは、厳格な規定を、細かい詳細な規定をまず設けるということです。それに違反したときの議員の責任のとり方です。いろいろと全国の悪例、事例を見てますと、潔くない議員がおって、何が悪いねんとかいうことで、最終的に訴えられて、ブタ箱に入ると。そういうふうなことにならない、潔い責任のとり方をちゃんとしますという、規定にうたっておくとか、それから、議会事務局がチェックをするという、非常に多忙な業務が追加をされるわけですけども、私は、できることならやっていただきたい、そういう業務を。それができなかつたら、つけないと、逆に言うと。その装備がないと、私は、間違っただけといいますか、市民から理解していただける政務活動費にならんのかなと。そういうふう感じてます。

杉本委員長 ほか、ございませんか。

西川委員。

西川委員 つけるのやったらシステムからやり直さんなんよ、これ。今、政務活動費は議員歳費と一緒にぼんと出てるねんで、どことも、先に。そやから、そこんこのシステムをぼんとかえて、後払いやったら後払い、後精算やったらそんなところから全部かえるいうことをするんか、議員の良心にのっかって、いや、そうや、ほんで議会にするんやいうたら、今はもうはっきりと議員歳費と、幾ら要るんかわかりませんよ、これ、政務調査費。これ、今、政務活動費いう形にかえてしもうてるから、政務調査費いうのを何でかえたか知らんけれども、それ、歳費と一緒にぼんとやってるねんから、そのシステムをそのままいくんか、どうするのか。ここら、よっぽど正副委員長の議会改革だけの議論ではないと、政務活動費なんていうのは、ないと思いますよ、これ、どういうふうやっていくかなんて。もし、これを採用していこうと、議員活動、調査を活発にしていこうと、そやから、これが必要やという方向になっていくんであれば、よっぽど考えんと、システムを皆変えていかんと、そんな自分らで何ぼ、いや、こういう厳しいこと、こうしましてん、ああしましてんというて、何ぼ言うたって市民は信用せんて僕は思います。

杉本委員長 ほか、ございませんか。

谷原委員。

谷原委員 今、西川委員がおっしゃった点に関係するところですけども、前払い方式で現金を渡すというのは、これは間違いが起きやすいと思います。私は、政務調査費というふうに言いま

したけれども、特に旅費の問題、これは、私、大きいと思ってるんです。先進事例、調査とか、この間でもいろんな方が近隣の市町村の方に問い合わせとか、県の方へ行かれたりとかされてますよ。でも、全部自腹なんですね。だから、こういうのを、例えば、一般行政では支出伺い、旅費伺いを書いて、それで決裁を受けて、後からそれについて、その分について支給されると。報告書をつけるということになりますから、例えば、これ、先進地の事例報告であれば、先進地でこういうふうな調査をしましたと。それについては、例えばホームページでアップするにしてもいいし、ただ議会事務局でもいいですけど、できれば、公費を使うことであるから、それをアップしておくとか、いろいろ手だては、私はあると思います。だから、そういうのをぜひ、今は事務的なところで課題があるというふうにおっしゃいましたが、それ以外にもいろんな課題、西川委員が指摘された課題もあると思うんですけど、幾つか課題があると思うので、それを具体的に乗り越える具体的な検討をして、できたら不正が起きない、市民の方にも理解できるような、そういうシステムを政務調査費としてぜひ実施できたらと思います。これ、予算の額も関係しますし、それから、行かない方も当然出てくるし、行く方も出てくるわけですけども、そのところで予算配分とかそういうことも出てくるので、やるとしても検討課題は、私はたくさんあると思いますので、できたらやる方向で検討して、やっぱりこれは無理やでということもあり得ると思います。事務局の負担とか見て、これは無理だということあるかもわからないんですけども、一応検討課題を出して、それをクリアする方法とか、そういうことを今後検討していけばと思っております。

杉本委員長 西井委員。

西井委員 今、政務活動費というのは、過去の政調費と、名称変更は自治法になってるんや。そやから、もともとの政調費が政活費にかわってるねんと。自治法の名称変更だけやと、ということやから、もとの政調費にかえてどうやとかいうことはあり得へんわけやねん。今、議論出てるけど。もっと前に、たしか政務調査費自身が悪いから、何か名称をかえた形の予算計上の仕方いうのがあるんかいうことを、何かの勉強会で、世間内では悪い、実際活動で一生懸命すればするほどお金が要ると。いろいろそういう話で、どこかで聞いたことがありますけど、現実では、そのときはそのときで政務調査費いう形以外の名称の出し方がないということを知った覚えがありますよって、政活費という形で、政務調査費やったらこれできるねんと。そんなだんごにした話はできへんと思います。

西川委員 俺はそんなこと言うてない。

西井委員 いやいや、西川委員じゃなく、先ほどからいろんな意見出てるから。

西川委員 政調費言うてたやつを、こんな、悪意があるの違うか言うてるねん、こんなもん。マスコミが政活費言うのは。

西井委員 多分、名前変わったんは、悪意があるという形で悪い名目みたいになったから、政活費に名前を変えたん違うかなと思います。

杉本委員長 ありがとうございます。それでは、いろいろご意見出まして、どういった進め方をするとかではなくて、どういう考え方を皆さんはされてるのかお聞きしたかったんで、今、課題とか問題点いろいろ出てきまして、今後もこれについていろいろもう少し調べまして、引き

続き皆さんと議論したいと思います。

この点に関しては以上です。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前11時05分

杉本委員長 それでは、会議を再開いたします。

次に、政治倫理条例の内容検討についてでございます。

本件については、さきの6月定例会において、議長より政治倫理条例の内容検討について発言があり、前回の協議会におきまして、このことを協議する場について検討願いたいということで、議長と議会運営委員長と議会改革特別委員長である私と協議した結果、議会改革特別委員会で協議することとなりましたので、まずはご報告させていただきます。

それでは、まず初めに、議長より、今回この件を協議することに、提案するに至った経緯につきまして説明願いたいと思います。議長、よろしく申し上げます。

議長。

藤井本議長 それでは、政治倫理条例の内容の検討について説明させていただきたいと思います。これは、先月、令和元年6月5日に葛城市政治倫理審査会が、審査結果と回答書というのを出されたのは、皆さんご承知おきいただいているであろうかというふうに思います。それで、この件について、さきの6月議会で、私なりに指摘は3つさせていただきました。該当となったこの事例について説明が不足していたので、まず説明も更にしてくださいというのが1点。2点目は、受け付けをした市職員も責任を免れないであろうと、責任はありますよというのが2点目。3点目は、この条例にもわかりにくい、誤解を招くおそれがあるということで、政治倫理審査会の方でもここところが、条例の解釈の仕方というところ辺が焦点になったところであります。

政治倫理条例の焦点になったということについて少しふれておきたいというふうに思います。これは、葛城市政治倫理条例の第2条第5号になるわけですが、条文が短いので読みます。葛城市から活動及び運営に対する補助または助成を受けている各団体の長に就任しないこと、というふうになっております。これは、市長及び議員はということで、この部分については市長は除かれてるわけですが、市会議員は補助金、また助成を受けている団体の長に就任しないことと、こういう条文があるわけです。これの解釈の仕方なんですけども、今回6月5日に政治倫理審査会が出された部分で、該当するこの事例について申し上げますと、県の方から補助を受けていたということです。県の方から助成を受けていたということですが、その中身の4分の1が市から納付して、市から県に渡って、県から補助を受けていたと、こういうことであります。このことに対して、その理解の仕方が焦点になったわけですが、政治倫理審査会は、直接受けていないので、このことについては違反しているものではないと。市のお金が4分の1あるけども、県から受けてたから違反はしていないと、こういうことで回答が出ております。ただし、この件については、市から受けるように変更になりましたので、その間について、約4カ月間ですけども、それは該当し

ますよというのはつけ加えられてますけども、もとに戻りますけども、この条文だけでは、今のようなケースの場合、違反していないというものがございませう。ただ、ここに明確性が欠ける部分があつて、他市なりよその条文を見てると、例えば、市から直接受けている団体の長にはなつてはいけなかつたとか、同じようなところで、団体の長、また正副にもなつてはいけなかつた、こういうものがございませう。ここを、今後こういうことのないようになつてほしいと、このように思つてます。

市民からも、条例のところになつて問題があるのではないかとつていう声もあるわけですが、私も6月議会の中でこの条例のなつてを提案させてもらひたい、このように申し上げてますので、まず皆さん方のお考えを聞かせてもらひたいと。

話は前後しますけども、当初、葛城市のこの政治倫理条例が平成17年にできてるわけですが、これも議員提案ということになつておりますので、なつてに対する提案も議員提案という形をとつて、それは誰がするとか、これはまた次の話になつてますが、年内をめぐらひにやひたいと、このように思つております。

話が本当に前後して申しわけない。補助金の受け取り方について1点ですな。それと、もう一つございませう。これは、谷原委員だつたと思ふんですけども、谷原委員から、こういうケースになつた場合、議会としてのなつてというのが倫理条例の中に明記されてないというご指摘を受けております。私は、これがきちつと6月5日の政治倫理審査会から出て、6月議会ではこの全容とつていいんですか、経過も含めまして、また今後のなつても含めまして、15分余りの時間をいただきながら、長々と説明をさせてもらひました。谷原委員がおっしゃつてるのは、こういうケースの場合の議会のなつてということを明文化すべきではないかと、このようにおっしゃつておるところでございませうけども、これは、また話も、これは議論としてしていただひたいんですけど、私は、こういうことになつたら、議長というのには説明するのは当然であらうかというふうになつておられます。何でもかんでも事になつて、議会はそのなつて、事後処理をこうするんだということをやつていくと、いろんな条例の中で問題があつたときになつてせなあかん。問題があつて、なつてして、なつてが出たらその説明をするのは、私は、当然であつて、何もここに入れる必要はなく、今までのまゝいって、当然のごとく説明をされるというのでええのかなというふうになつておられますけども、この2点について、1点目は私はなつてたいと思つておりますので、ご意見をいただけたらと、このように思つております。

以上でございませう。

杉本委員長 ありがとうございます。ただいまの議長の説明も踏まえまして、今後、政治倫理条例の内容検討を当委員会の課題とするに当たり、何か皆様のご意見等お聞きしたいと思ひます。今後の方向性なども踏まえ、今、議長のお話の中であるように、どういふふうになつていくかという皆さんのご意見を伺ひたいと思ひます。

議長。

藤井本議長 今度は意見としてお話しさせてもらひたいというふうになつて思ひます。これを審議するに当たつて、補助を受けてる団体の長になつてはいけなかつた。例えば、区長になつてはいけなかつた。

体育協会の会長になってはいけない。これは、至極、皆わかってるわけですけども、今のよ
うに市から直接受けていない、ほかの団体から受けて、その中に市のお金が入ってますよ
と、何分かは入ってますよというのが、今現在ほかにもあるのか、ないのかという現状をま
ず調べて、私の方で調べを出しておりますので、その答えが返ってきておりますので、事務
局の方から、それについて説明をいただきたいなと思います。

杉本委員長 吉村書記。

吉村書記 事務局の方から、補助金、助成金等調べということで、市長部局、教育委員会部局、市の中での調べをさせていただきました。1つ、農林課の方で大和平野土地改良区の市町村負担金というのがありまして、こちらの方が、大和平野土地改良区管理事業新庄地区推進協議会と大和平野土地改良区管理事業當麻地区推進協議会の方に補助が出ております。

以上でございます。

杉本委員長 議長。

藤井本議長 余りこういったケースはないのかなというふうには皆さん方も私も予測してたわけで、もしかしたら全くないのかなと思ってたんですけども、こういうのがあるということもございますので、1つでもあれば、あるということもございます。今の条例からいくと、直接入っていないので、解釈から言うと、この長にはなってええのかな、悪いのかというところが不明確な部分もございますので、こういったところも含めてきちっとしておきたい、このように思っていますので、ご意見いただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

杉本委員長 ありがとうございます。

増田委員。

増田委員 今ご紹介ありました大和平野と限られた団体になるのかなというふうに思うんです。限られた団体であれば、対象となる団体を、事前にこの団体というものを事務局から出すのか、市当局から、総務から出していただくのか、その辺のところは検討いただいたら結構かと思うんですけど、明確に、この範囲やというのを抜粋できる範囲かなと思うんで、そうしていただけたらわかりやすいのかな。チェックもしやすいし、ここはあかんぞという、何かリストをつくっていただいたらどうなんかなというふうに感じました。

杉本委員長 ほか、ご意見ございませんか。

谷原委員。

谷原委員 今、増田委員がおっしゃったように、私も現実的にはそういうやり方がいいのかなと思います。例えば、今、大和平野土地改良区の問題が出てきました。私は、補助金をどこから受け取ってるかということよりも、政治倫理条例の趣旨からいいますと、言えば、議員という立場をもって、行政に対して議員は質問権があったり、強い立場にあるので、行政の側がそれを付度するいうたらあれですけども、何らかの圧力を感じて、そういうことがある、ないかわからず、市民の目からそういうふうな疑いを持たれることがないようにするというのがこの政治倫理条例ですから、そういう点では、例えば、大和平野土地改良区の問題についても、ある意味で市のお金は入ってるけど、直接そうではないという部分について、それでも長につけば、監査は県が受ける前に市の方もチェックするわけですから、市とのかかわり

が、お金をもらおうとかいうことだけではなくて、例えば実績報告、会計報告、そういうものについて報告するものがあれば、そこで議員としての立場ということが誤解を受けるということもあると思うので、だから、そういう点では、今、増田委員がおっしゃった、これは1件しかなかった、議長が調べるいうたら1件だけ。これかて、私はつかない方がいいと思うんです。と申しますのは、私も地元の土地改良区の監査をやってたんですけども、議員になった後、役員の中で、お前、議員で監査やったら、市の方とか県の方へ行ったら、それはやっぱり具合悪いというふうに言われました。それは見識のある方が私はおられたと思うんですけども、それは監査であってもそういうふうに市民の方で考えられる方がおるわけですから、だから、そういう意味では、現実的にお金のもらい方といえ、確かに市から直接もらってないかもわからないけれども、そういう市が監督管理みたいなことで受け付けてるようなところがあれば、それはできるだけ避けた方が、私はいいと思いますので、直接ということを入れると、その点では大和平野土地改良区なんかは外れてしまいますので、一応、条文を変えることなく、現実的な対応で、先ほどおっしゃったように、この団体については補助金が市から入ってますよと、県からもらうにしても入ってますよと。市からもらうということであれば、当然、会計報告なり事業実績報告なり、市の方にも出すということでかわりが出てきますので、だから、そういう点では、現実的なやり方で解消する。だから、あえて変える必要は、私はないのかなというふうには思います。

以上です。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 議長がおっしゃってるように、こういう訴えが出て、倫理条例の違反やというようなことを訴えられる方がおるわけやから、そこんところは、はっきりと議長言うようにしとかんと、直接市から出てたら、これ、政治倫理条例違反やということを決めとかんと、市民そのものは訴えることができるわけやから、誰でも訴えることができるわけや。そのときに定義をはっきりしとかんかったら、言えば、何を基準にやるかいうことをはっきりしとかんかったら、こんなんできへんと思いますよ。ただ、今、増田委員にしたって、谷原委員にしたって、言うたはるのは、それは、リスト上がったって、ここへは極力、こういう利益団体、影響団体にはつくことは控えましょう、やめましょうというのを決めとくのはええけれども、議会の倫理条例の中で条文をはっきりするんならはっきりしとかんと、曖昧なままではまた今みたいなことが起きますよ。僕はそう思いますよ。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 西川委員のご意見もごもっともなので、それであれば、具体的に大和平野土地改良区の問題が出てきましたので、これについても私はつかない方がいいのだろうと思います。市の補助金とか入ってる可能性があるものについては、私はつくべきではないと。だから、市から直接という援助、補助を受けている団体というのも曖昧なんですよ。直接受けてるというのが、直接お金が入ってるじゃないかというふうにもとられますので、だから、市から直接援助または助成を受けている、4分の1ほどお金が入ってるから、直接助成を受けてるともとれるので、だから、そうであるならば、私は、市の補助金、市から補助金が出ている団体と

いうふうに明確にしておけば排除できるのではないかなと思いますので、そういうふうにもうちよつとそこの言葉をつけ加えた方がいいのではないかなと思います。市の補助金、市から補助金が出ている。

杉本委員長 変えるべきだと。

谷原委員 西川委員が、具体的に定義づけしておけばというご意見があったので、それもそうだなと思いますので、定義づけするのであれば、直接だけだとまたそういう曖昧さが残るかなと思いますので、そういう形で定義づけたらいいのではないかなと私は思います。今後のことですから、これは、過去にさかのぼって訴求するわけではないわけですから、当然、政治倫理審査会のご判断はご判断として、私は尊重されるものだと思ってますから、今後の改定に当たって、そういうふうになればはっきりと定義づけができるのではないかなと。今後のことですから、先ほどあった、市の補助金が入ってる団体、直接もらってないけど補助金が入ってる団体も示していただけるというふうになれば、二重にそこはチェックできるのではないかなと思います。

以上です。

杉本委員長 議長。

藤井本議長 私、当初から、冒頭から申し上げてますように、こういう混乱、ややこしいという部分がありましたので、これはきちっとすべきであろうという意見も出ております。私もそう思っておりますので、いろんな考えを持っております。それを今、きょう時点でこうしますということは言いませんけども、変えていきたいなというふうに思います。

それと、今、それやったら1つしかそういうふうな、イレギュラーというんですか、ないやないかというところで、それを別の扱いで何らかに明記するとかいう方法もないことはないわけですけども、6月5日の回答が出てきたこの案件にしろ、補助金の受け方というのは途中で変わったわけですね。だから、いつ、どういうふうに変わっていくかわからない。また新しいのは、今1つしかないと言いましたけど、また出てくる可能性も出てきますので、きょうは回答とかきちっと出しませんが、皆さん方の意見というのをきちっと聞いておきたいと思います。

それと、出てこないんですけど、2つ目に言ったと思うんですけど、それは谷原委員から前のときに出ておりました。最後の終結の際の議会としての対応という部分は、私は、当然のごとくなので、入れないでおこうと、こう考えてるわけですけど、この意見が出てきておりません。これもご意見をいただいておいたら次回に反映させることができるだろうかと思いますので、これも皆さん、思いがあればご意見いただきたいというふうに思います。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 聞きたいんですけど、市が渡してる、これがどういう形になるかわからへんで、何か国から補助金出でて、市からもそこへ入れて、それで、県から、言ったら、市の議員が何ら、あれが働く、分けてもらわな働いても働かへんというか、そんなん、こうしてくれ言うたって、県から来るやつみたいなんどうしようもないわけやから、議員で最後できるわけでも何でもないわけで、そうすると、倫理条例の意図として、請負の中でも、県会議員がいろいろ会社

やってるけれども、県会議員は、葛城市の請負はできますねんで。お金のあれはないけれども、そこんところの意思が働らかへんからそういうふうな、何でもかんでも決めたらええいうもんでもないと僕は思うんで、そやさかいに、県会議員がやってる会社で葛城市の発注するようなものには参加できますねんで、これ。だから、そういうふうなこともあるんで、はっきりと、ひょっとしたら意図が働くと、可能性あると。それは市から直接来たようなもんやな。それはそれできっちり決めといたらええと思うねん。

聞きたいのは、そうすると、これ、倫理条例は、議員にもやけども、三役、市長も副市長も働くわけやろう。

(「教育長も入ってる」の声あり)

西川委員 教育長も働くわけやろう、これ。適用されるわけやろう。適用されるはずや。それで、別にええねんで。今までそれで来たんやけど、それなら、市長部局のことを議会で議論せんなんのかどうか知らんけれども、観光協会の会長、完全に出てるけど、市長違うんか。

(「そうです。観光協会の会長は市長です」の声あり)

西川委員 例外規定あるのか何か知らんけれども。

(「例外規定あります。市長は除く」の声あり)

西川委員 そやから、そんなことをやってええんかということや。社会福祉協議会もそうやろう。そんなら、これは除きます、何の根拠あってそんなん除くんか。議論するんやったら全部議論せんなんようになるよ。

杉本委員長 議長。

藤井本議長 今、西川委員が言わはるのはごもつともで、やらなあかんことやという。この前、協議会のとこでも私も部分的にそれ以外の総合的なところで、市長は除くという文がありますので、そういった部分も総合的にやっていかなあかんということも言うたというふうに記憶しております。それはそれでやらなあかんねんけども、ただ、やはり問題が生じたというときには、1つずつ問題点を解決していくというのがやり方でええのかなと、自分流と言うてええんか、私はそのようにさせてもらうということを明言しておりますので、言わはるやうに、この政治倫理条例も平成17年ですから、もう15年ほどたってるわけです。変えていかなんところほかに確かにあるという認識もございます。今言わはったのも1つであるし、ほかにもあるかと思ひます。これはこれで、また何らかの形で議論というものを深めていったらええと思うんですけども、今申し上げてるのは、問題点が発覚したと、それについて今後起こらないやうに。これは、議員だけ違くて、職員もですから、絡んできますので、きちっとしとかんと職員もどうやってええのかわかんないということございますので、ここは2つに分けて考えていただけたら、私はありがたいなというふうに思っております。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 2つ目のところについて申し上げます。1点目については、議員の関与できるというふうなところ、市長も関与できるとこだから、今後それはきちっと議論していくべきだろうと思ひます。政治倫理違反の件についても、地元の住民の方がおっしゃってたのは、市のお金が入ってる以上、市が実績報告等、それが確かなのかということがあって、これについては、

1年前の6月の一般質問である議員が取り上げて、その調査も行政の方から出てない段階で政治倫理審査会、それはなかなか判断するのは私は難しかったですよ。行政の方も結論出てないような問題だからね。だけど、そこがお金を出してる以上、そういうところで実績報告なりが出てくるので、そこら辺はきちっとしておいた方がいいのかなと思いましたので、述べさせていただきました。また、議長が、きょうはということでありましたので、持って帰っていただいて、また検討していただければと思います。

2番目の件についてなんですけれども、実は、私は、当然であるというふうに藤井本議長がおっしゃったように、私も当然だと思ってたんです。つまり、議会が要請したわけです、政治倫理審査会に審査を。そこで報告がありましたと。それも違反があったと。短期間でありながら、違反であったという報告を受けたわけですから、それを議会としてちゃんと6月定例会直前にそういう報告があったわけなので、議会としてこれに対してちゃんとお答えするというのは、これは当然だと私も思います。だから、どうされるんですかと、全員協議会でこの件の報告があったときに、議会でどうされるんですかと私の方からお聞きしまして、藤井本議長は、ちょっと考えさせてほしいということで、議会初日の全員協議会でお答えしますと。そのときにまた私が聞きましたら、議会最終日に考えてるので、そのとき報告しますということで、最終日、議長の方から15分時間をとっていただいて、報告と委員長なりのご意見を述べられたと。私は、それで筋は通ったなど。ある意味では、形としてはきちっと当然のごとく進んだなと思ってるんです。しかし、私が非常に気をもんで、そこまで何度も私、議員経験は言ったら1回生ですよ。1回生で余り経験ないけれども、議会の一員ですので、やっぱり議会として政治倫理審査会の回答に対して議会がちゃんとしてほしいなということで、議長には失礼なことになったと思うんですけれども、繰り返しそういうふうにご質問せなあかんということになってしまったので、また、今の藤井本議長はそういうふうにされましたけども、議長によっては、これは、議員のいろんな問題で、人間関係とか同じ会派だとか、いろんな問題がかかわってくるようなことも出てきたときに、議長としていろいろ判断が難しいということも将来起こり得るので、私としては、公平性という担保をとるためにも条例にきちっと定めをつくっておくべきだと思ってるんです。というのは、私、これ、他市でどうなってるかインターネットで見たんですよ。政治倫理条例と調べたら、いろんな他市の政治倫理条例が出てまいります。例えば、隣の大和高田市では、遵守事項の違反行為に対する調査を、措置ということで、違反があった場合の措置について、これは明記しております。そういう条項を設けてます。橿原市も違反行為、虚偽報告等の公示等、あるいは有罪判決に絡む場合は説明会を開くとか、措置をどうとっていくかということも定めてるんです。あるいは広陵町についても、遵守事項の違反行為に対する措置ということで、これについても定めてるんですね。

大体ずっと見ていきますと、そういう措置条項とか、審査結果の尊重事項とかいうことを条文としてきちっと定めていると。一番多いのは、一般的に書いているのが私は非常に多かったと思います。これは、京田辺市なんかですけれども、議会は審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の名誉及び品位を守り、

市民の信頼を回復するため必要な措置を講ずべきものとする。そこに議長がとか、議会がというふうに入ってるようなところも結構ありましたけども、一番多いのは、こういう措置条項です。そういう一般的なことを定めておけば、議長がどなたになっても、あるいは違反したという議員との関係でいろいろ難しいことがあったとしても、場合によっては議長自らが政治倫理条例違反に問われることだって起こり得ますので、だから、そういうふうな場合にも、こういう措置条項をきちっと設けておけば、事後の対応がスムーズになると。全国の方の自治体でこういうのを定めているわけですから、葛城市においてもきちっと定めておいていただいて、融通性がきくというか、臨機応変にきくように、一般論的に書くのも手だと思います。よその自治体ではかなり詳しく書いてるところもありますけれども、そこは議論していただいて、中身をどうするかは、だから、尊重条項とか措置条項というのを、私は設けるべきだということで提案させていただきました。

以上です。

杉本委員長 ほか、ご意見ございませんか。

西川委員。

西川委員 措置か何かいうけど、何らかの事件があった、その事件のことについて、議会が市民に対して見解を公表するというのを、項目を設けてる。

(「措置」の声あり)

西川委員 これをかわりに、議会を代表して議長でもええと、こういうことなん。どういうことなん。

杉本委員長 谷原委員。

谷原委員 今回は議長が議会の中で政治倫理条例の審査会の結果を報告されて、短いコメントを出されたと思います。今回はそういう形で行われたわけですけども、行政の方はホームページで、葛城市としてはホームページでこれ、審査会の結果を公表されたんですね。でも、それは行政です。議会の方には協議会の方で報告がありましたけど、公の場で実際に政治倫理条例についてこういう報告を受けたと。受けて、違反行為があったと。それを公表するのも1つの措置ですわ。公表するだけでも。これは罰則規定がないんです。政治倫理条例には罰則規定がないので、違反したからどういうことではなくて、あくまで、みずから倫理に基づいて処していくということが基本だと思うんですが、議会として市民の信頼回復のために、議長がおっしゃった、当然やったというように、議会できちっと少なくとも公表して、必要があれば、それに対して議会のコメントをつける場合も要るかもわからない。今回はこういう事例ですけど、例えば有罪判決を受けたとか、明らかに刑法に違反したという場合なんかについては、また違う措置になっていくと思うので、だから、それについては、措置をとるという条項だけをきちっと決めて、議会として信頼回復のためにそれを報告し、また措置をするという、その中身はいろいろだと思います。具体的に決める、一般的にして融通性を残すのはともかくとして、何らかの審査会の結果が出てきた場合は、議会としてきちっと措置をしますという条項を入れておいた方が、私はスムーズにいくのではないかなと思いますので、そういう条項を入れてはどうかということです。中身については、まだ具体的にはいろんな考え方あるかと思いますが、そういうことで申し上げます。

杉本委員長 ほか、ご意見ございませんか。

奥本委員。

奥本委員 若干話がずれてしまうかも知れないんですけども、そもそも論にもかかわることかも知りませんが、政治倫理条例はいろんな倫理観に違反することを防ごうという意味で多分できてると思うんですね。そこは多分疑いない事実やと思うんですけども、例えば、議員が議員になる前に、ある1つの事柄、ある特定の分野に対してのいろんな活動をされてたと。当然その道のプロフェッショナルになってると思うんですけども、その能力が余人にかえがたいという能力をお持ちの方が仮にいてるとしますよね。その方が、そしたら、その団体にとって必要やけども、議員になったから、場合によってはやめてもらわんとあかん。本来のこの現状では、その長にならないと、そこは補助金もらってるとしてですね。でも、そしたら、その団体のそれまでの活動に対して、その人が貢献してきたこと、あるいはその人の存在というのが必要不可欠なときは、長はだめやから、そしたら副になった方がいいというのが、その辺が何か杓子定規かなという気がします。長にならんとあかんという意味ではないんですけども。私は何を言いたいかという、仮にそういう不正な倫理違反するような意図があるのであれば、長でなくても、例えば副のポジションであったりとか、何らかの顧問とかいう形であって、それに対して実際は付度をかけるということはあるのか。そこに関しては、今、何らかの取り締まるとか条項は何もないわけです。だから、言ってみれば、そういうとこまで何かの規定を、罰則も含めてやるのであれば、そこまで徹底せんとあかんかなと思ったりします。

それと、もう一つは、その団体がある程度発展するにおいて、規定で回避される議員なりそれなりの方のポジションがなくなってしまったとき、そしたら、その団体にとっては損失かなという気もしないわけではないんですね。だから、倫理条例というのが漠然とし過ぎてるとかいう気がするんです。そしたら、今後新しい団体とかが、あるいは何かできてくるとします。それに対して倫理条例にのつとる、あるいは市からの補助が出るとかいう可能性もあるのを見越して、ここの長じゃなくてもいいから、副で、あるいは顧問で就任してほしいという要請が出てきたとき、それが後々になってやっぱり違反してるということになりかねんと。特に新しくできた団体とかの場合は、全くいろんな後ろ盾がないんで、そういうのを見越してという、主催者が考える可能性もあります。議員さんおったら、何らかの便宜を図ってもらえるんじゃないかという期待を持ってはる人も出てくるかと。そここのところも踏まえた上での倫理条例というのを考えていかんことには、今、特定の長だけという形になって、それに対して罰則規定も含めて、実はこうなってますとあるんですけど、もうちょっと深いところまで考えないといけないのかなという気がします。

杉本委員長 ほか、ございませんか。

増田委員。

増田委員 倫理条例を見てますと、まず、長に就任しないことというのと、それはわかりやすい。その部分については、副もそうと違うかという奥本委員の発言なんですけども、これ、私もそういう副みたいなのところについての発言なんですけど、社会の構成員の一員です

ので、いろんなかかわりというのが、議員という立場以外、一市民としてのかかわりもある方もおられると思うんで、なかなかその限度、全てそれはかかわりは持つべきではないといふとこまでいくのかどうかというのは、議論の必要などかなと思います。

それから、もう一つは、ここに出て、違反する事実があると疑惑を持たれたときは、倫理審査会に出席し、みずから清い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならないと。非常にこれ、曖昧な、私も読んで、その責任を明らかにしなければならないというのは具体的に何なのかなという。ところが、この後ろの方に、工事に関する遵守事項のところでは、違反があったときは説明会を開けと、こう書いてます。何で入札に関するときの責任のとり方と、先ほどの団体の長の責任のとり方が違うんかなと、具体的な責任のとり方に違いがあり過ぎるのかなと思いますので、その辺の明確な責任のとり方の方法を提案するべきかなというふうに感じました。

杉本委員長 奥本委員。

奥本委員 さっきの私の補足になりますけども、今、増田委員おっしゃったように、私は、副もだめとかいうのではなくて、その立場でないとその人がその団体にとって必要やという場合は、正のところは当然だめとしても、副であっても、それはその人がそれまでの団体に寄与してきたこと、あるいはその人の見識を生かさんとあかんというポジションで参加する分には、それはそれでいいということなんです。だから、副がだめやから、そこもやめろと言ってるのではなくて、その辺を誤解されてる方いらっしゃたらということでは言わせていただきました。

あと、その団体以外のいろんな会社のところもそうだと思うんです。仕事を請け負う上で、従来の仕事の枠組みではかわりがあるという場合は、それはある程度白黒はつきりさせるために身を引いた方がいいというのはわかるんですけども、これからの時代、いろんな団体のことと一緒に、これも余人にかえがたい仕事をしてる、あるいは業務内容の場合は、ここしか頼まれへんというケースも出てくると思うんです。その場合、そしたら、それを排除することがいいかどうかということも可能性として出てくるかもしれません。だから、いろんな意味で、倫理条例のもう少し深い議論というところが必要になってくるのかなと、今後、議論が必要かなという気はします。

杉本委員長 議長。

藤井本議長 さまざまなご意見をいただいてありがとうございます。先ほど申し上げるように、私は二段階に考えなあかんというふうに思います。今回のことについて、私は年内に出させてもらうというのは、これはお約束をしますので、これはします。ただ、言わはるように、読んでみると、何遍も申しますけど、15年ぐらい前にできてる条例でございますので、もう1回協議、いろんなことをしていかなあかんというところは確かにございます。それはそれでまたやっていただけたらええかなというふうに思います。

私が冒頭に申し上げた2つのことについて、さまざまなご意見をいただきました。それを踏まえて、一歩進んで、次回のときにまたご提案をさせていただいて、年内に今回のことについての解消をできるように取り組んでまいりたいと思いますので、委員長、そういうこと

を進めていただけたらというふうに思います。

以上です。

杉本委員長 ありがとうございます。今、議長がおっしゃったみたいに、いろいろご意見を伺いましたので、引き続き協議を進めていきたいと思えます。

それでは、この件に関しては以上とさせていただきます。

それでは、次に、タブレット端末の導入など、議会のICT化についてでございます。

本件については、県内各地の現状を事務局に事前に調査していただいておりますので、まずはお報告をお願いいたします。

吉村書記。

吉村書記 タブレット端末の導入についての、議会のICT化についてでございますが、県内の状況を説明させていただきます。まず、議会として業務用のタブレットを公費で導入しているのは宇陀市さん。タブレット、パソコン、スマートフォン、携帯電話の議場、委員会などの会議室への持ち込みを許可しているのは、奈良市さん、天理市さん、香芝市さん、宇陀市さんでございます。あと、各市議会ともに、会議におけるタブレット等の情報通信機器の使用基準を作成はしておられます。あと、Wi-Fi環境については、会議中にタブレット等の情報通信機器の使用を許可している市議会は、奈良市さん、香芝市さん、宇陀市さんが整備しておられます。整備方法については、執行部が実施しているか、議会が整備しているかは各市それぞれでございます。あと、使用基準なんですけれども、内容といたしましては、例えば、音声や操作音を発するなど、会議の運営上支障となる行為を行わないこと。当該会議の目的外の用途に使用しないこと、審議、審査中の情報を外部に発信しないこと、SNSや掲示板などへの投稿をしないことなどでございます。

以上でございます。

杉本委員長 ただいま事務局より報告いただきましたが、この件については、私、いろいろ各議員とお話聞かせていただいてたんですけども、タブレットの使用状況や認識とか、すごい違いを感じております。今後の議論の方向性を協議するために、タブレット等の共通の理解を深める、全員協議会で全議員の意見を聞いて、一度協議を進めたいと思っております。議長、よろしく願いしておきます。

この件に関しては以上とさせていただきます。

調査案件（1）議会改革に関する事項等については以上といたします。

本日の調査案件は以上でございます。

ここで委員外議員からの発言の申し出があれば、許可いたします。

川村議員。

（川村議員の発言あり）

杉本委員長 委員外議員の発言を終結いたします。

長時間にわたり、ありがとうございました。正副、すごいいろいろ宿題を与えられたような気がいたしておりますが、しっかり頑張るために僕も委員長、副委員長やらしていただいておりますので、しっかりと取り組んで、前向きに、新しいいろんなことに挑戦できる議会改革

にしていきたいと思ひます。本日はありがとうございました。

これをもって議会改革特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時51分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

議会改革特別委員会委員長

杉本 訓規